暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

身元保証契約に伴って締結した死因贈与契約が無効とされた事例

高齢者の生活支援サービス等を行う事業者が、身元保証契約に伴って締結した死因贈与契約に基づき、預金債権等を取得したとして、信用金庫および遺族に対し、預金相当額の支払い等を求めた事案において、死因贈与契約が民法90条の公序良俗に違反し無効であるとして、事業者の請求を棄却した事例。（名古屋地方裁判所岡崎支部令和3年1月28日判決、裁判所ウェブサイト掲載）

当事者
原告：X（生活支援サービス等提供事業者）
被告：Y1（甲事件、信用金庫）
Y2ら（乙事件、Aの甥、姪ら）
関係者：A（消費者、故人）
B（養護老人ホーム）
C（養護老人ホーム所在自治体）

事案の概要

Xは、障がい者共同生活援助（グループホーム）支援事業、高齢者・障がい者生活支援サービス事業などを行っていた。2014年1月からは、家族代行サービスを行う団体を発足し、家事支援、病院、福祉施設および賃貸住宅の身元保証、救急搬送時の手続き、手術の立会い、危篤時の対応、逝去時の遺族への連絡、葬儀社への連絡、死亡診断書の取得、病室内の荷物の撤去などの万が一支援、葬儀支援、永代供養支援、納骨支援を行っていた。

Aは、夫と死別し、子はなく、C市が運営し、社会福祉協議会（以下、社協）が指定管理者となっている養護老人ホームBに入居していた。Bは入所者に対して身元保証人を求めており、Aについてもそのいとこが身元保証人となっていたが、辞退したため、Bの生活相談員がXをAにあっせんした。当時、Bの入所者は約30人おり、半分以上がXとの間で身元保証契約を締結していた。さらに、そのうちAを除く5人が、Xとの間で、定型の死因贈与契約書に署名・押印し、死因贈与契約を締結していた。

Xは、Aが80歳代で死亡する2年前の2017年1月下旬、Aとの間で、Bの施設長立会いのうえで、「家族代行サービス契約書（高齢者・障がい者のための身元保証支援等契約書）」と題する書面により本件身元保証契約を締結した。身元保証契約書の記載は定型で、受託業務は別表計画書に○印が付された支援とされ、別表では次のサービスに○印が付され、費用額が記載されている。すなわち、登録料20万円、予備費5万円、身元保証料（管理費）15万円、万一の支援費用10万円、葬儀支援費用30万円、納骨支援費用10万円、合計90万円である。実際のAの葬儀費用は約32万円かかったが、後期高齢者医療費から葬儀費用として5万円が支給されている。

Xは、その代表者が身元保証契約締結時には死因贈与契約書のひな型を所持していなかったため、1カ月後の2017年2月下旬、Aとの間で死因贈与契約を締結した。その契約書は定型で、「1条　平成29年2月22日、Aは、自己の不

動産を除く全財産をXに対し無償で贈与することを約し、Xはこれを受託した」、「2条　本件贈与はAの死亡を停止条件として効力を生じ、かつ贈与物件の所有権は当然にXに移転する」、「3条　AはXを死因贈与の執行者に指定する」、「4条　Aは、Xに対し、Aの葬儀及(およ)びAの自宅の家財道具一式の片付けを依頼し、Xの定めた報酬基準に従って、その費用及び実費を負担する。同費用及び実費の支払いについては、Aの死後、XがAから預かっている財産から清算する」との記載内容であった。

AはY1に、死亡時点で約621万円の預金を有していた。Xは、甲事件において、Y1に対し、預金債権の贈与を理由として預金約621万円およびこれに対する2018年9月15日から支払済みまで年5分の割合による金員をXに支払うことを求めた。また、乙事件において、Aの遺族（甥と姪）であるY2らに対し、主位的に、預金債権名義をXに変更する手続きをすることを、予備的に、預金の引渡しを拒否したことについて債務不履行および不法行為が成立するとして、約621万円およびこれに対する2020年8月8日から支払済みまで年3分（2020年4月1日から民法上の法定利率が年3分に引き下げられたことによる）の割合による金員を連帯してXに支払うことを求めた。Yらは、本件死因贈与契約が公序良俗に違反し、無効であるなどとして、Xの請求を拒絶した。

理由

本判決は、次の①から⑪までの事実に照らして、本件死因贈与契約は民法90条の規定する公序良俗に違反し、無効であると認定するのが相当であるとして、Xの請求を棄却した。

①Xは、身寄りのないBの入所者で、ある程度財産がある者に対して身元保証契約を締結するに際し、死因贈与契約も締結することを求めており、Aも本件身元保証契約を締結するのに付随して死因贈与契約を一体として締結した。

②介護施設が、身元保証人がいないとして入所者に対して退去を求めることは、厚生労働省令で認められておらず、Bは、本来、Aに対して新たな身元保証人を求めることはできない。しかし、Bは、Aのいとこが身元保証人を辞任するとXをあっせんし、Xは、身元保証契約を締結する必要がないことをAが認識しておらず、Bが身元保証人を付けるように要求していることを奇貨として、Xは、身元保証契約および死因贈与契約を締結している。

③Bの指定管理者である社協は、施設長としてC市職員を受け入れるなどCの外郭団体として密接な関係を有しており、公的な機関であるのに、Bの入所者の半数以上がXと身元保証契約を締結している。その背景に、X代表者の夫の前職がC市職員で、社協を指導する立場にある福祉事務所の副所長であったことなどからして、C市および社協とXとの間に癒着構造が認められ、それが基礎となって本件身元保証契約および本件死因贈与契約が締結されている。

④身元保証契約の内容の中核である、利用者が病院・介護施設から退院・退所を求められた場合に、Xはその身元を引き受けることができず、債務の履行可能性がない。身元保証契約書は「家族代行サービス契約書」と題されているが、Aは施設入所者であり、家族代行サービスが契約内容とはなっておらず、また、Aは約621万円もの預金を有しており、Bが保証を求めることは考えられない。契約書ではXの債務内容が明らかではなく、いずれにしても本件身元保証契約は契約内容が不明確であり、登録料20万円および身元保証料（管理費）15万円の内容が不明で、問題がある。

⑤身元保証契約で、Aが病院に入院する際、身元保証契約書、緊急連絡先および医療行為の同意書に署名することが契約内容となっていると解されるが、XはAの身元を引き受けることを想定していない。Aは約621万円の預金を有しており、病院が保証を求める必要がなく、医療

行為は第三者が同意権を有することは認められないと解されている。結局、Xがどのような法的義務を負うこととなるか不明である。

⑥身元保証契約および死因贈与契約の内容として死亡届、葬儀、火葬、収骨および納骨などの死後事務が含まれると解されるが、これらの事務は定型的であり、葬儀社などの外部者にその事務処理を委託できるものであるから、介護施設にとって事務処理に問題が生じることはほとんどなく、BがXに入所者の死後事務処理の委託をあっせんする必要性があまりない。これらの事務は葬儀社に見積もりを提出させるなどして費用体系を明らかにすることが容易であるのにXはそれを行っておらず、契約上、この事務に対する契約額が明確でなく、問題である。

⑦死因贈与契約は公正証書によるものではなく、Aの意思確認を確実にしているとはいえないうえ、Xはその説明をほとんどしておらず、契約締結過程に問題があった。

⑧X代表者は、介護施設は身元保証人がいなくても退所を求めることができず、新たに身元保証契約を締結する必要がないことを知りながら、身元保証契約を締結した。そして、Aに対し、亡くなったときに銀行預金が引き出せなくなり、入院費用や葬儀費用が支払えないので死因贈与契約を締結してほしい旨の説明をしており、死因贈与契約を締結する趣旨が不明である。保証人を付けなければ、Bを退所しなければならないかもしれないというAの不安に乗じて、Xは、Aが退所する必要がないことを知りながら身元保証契約および死因贈与契約を締結しており、Xの行為は判断能力の衰えた高齢者の保護を図る消費者契約法4条3項5号に抵触する。

⑨Xが負担する死後事務処理の費用は50万円ほどであるのに、身元保証契約で90万円を受け取っているうえ、一体として締結された死因贈与契約はAの預金約621万円を受け取るというものであり、明らかに対価性を欠き暴利である。

⑩XはA以外にも身元保証契約と一体として死因贈与契約を締結し、それに含めて寄付金による収益が常時年間1000万円を超え、収益の1割を超えるまでになっており、2018年度は寄付金が5000万円を超えている。Xが別団体を発足し、身元保証契約を事業とする目的の1つが多額の寄付金を獲得するためである。

⑪死因贈与契約を締結し、その執行者をXとすることで遺族がAの死後事務を適切に行ったことを確認できなくなっている点でも、本件契約は問題である。

解説

1. 本来の意味の身元保証契約

身元保証とは、雇用契約に際して、被用者の行為によって使用者が受けた損害を保証人が賠償するという保証人と使用者との間の契約をいう。被用者と身元保証人との間の契約は、保証人に身元保証を委託する契約である。雇用契約では、身元保証人の責任が広範であり保証人となった者に思わぬ重い負担が課されることになりがちなことから、「身元保証ニ関スル法律」によって身元保証人の責任が制限されている。また、民法上も、責任限度額（極度額）の定めがないと無効となる（民法465条の2）。

本件のように、一人暮らしの高齢者の医療機関への入院や老人福祉施設への入所、賃貸住宅への入居契約の際に、身元保証人を要求されることもある。本人が施設に支払うべき費用を支払うことができない場合に、身元保証人が代わりに支払い義務を負うということであれば、身元保証人と施設との間で締結される本来の保証契約である。しかし、身元保証人の債務の内容には、賃料や費用の支払い保証のみでなく、緊急時の連絡先、死亡した場合の遺体や遺品の引き取りなど多様な内容が含まれていることが多い。

2. 本件の身元保証契約

XとAとの間で締結された身元保証契約は、Bに対してAが負担する債務をXが保証するという内容はほとんどなく、Aの生前および死後に

おいてXが一定のサービスをAのために行うというものである。そのため、身元保証契約と呼称されているものの、AとXとの間で締結されている。身近な親族がいなかったり、いても頼めなかったりする場合に、この種のサービスを有料で提供している事業者があり、約束されたサービスが提供されないので解約を申し出たところ、何らの説明もなしに高額の解約料を差し引いた額が返還されたといったトラブルも発生している。そのため、内閣府消費者委員会は、2017年1月31日付で、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」を行っている。

本件では、このような身元保証契約の効力自体は直接の争点となっていないが、裁判所の事実認定からは、その内容が不明であり高額なことから、無効あるいは消費者契約法に基づき取消し可能と判断される可能性が大きい。その場合、90万円から実際にかかった費用を控除した額の返金を求めることも可能となる。

3. 死因贈与契約

死因贈与契約とは、贈与契約（民法549条）の一種で、贈与者の死亡によって権利の移転という効力が発生する贈与契約である。遺贈（民法964条）と似ているが、遺贈は、遺贈者のみの意思表示による行為であり、厳格な形式を守って遺言書を作成する必要がある。遺贈にせよ、死因贈与にせよ、相続人の遺留分（最低限取得できる相続割合）を侵害することはできないが（民法1042条以下）、本件の場合は、Aの相続人は甥や姪だけであるので、全財産をXに死因贈与することも可能である。死因贈与は、大学への寄付など公益目的のほか、特定の相続人の取得できる相続財産を実質的に増やす目的や、老後の扶養をしてもらうために行われる場合などがある。しかし、本件では、そもそも死因贈与の趣旨が不明であると判断されている。

老後の扶養目的の場合は、生存期間中の扶養を負担とする負担付死因贈与となる。負担付贈与には双務契約に関する規定が準用されることから（民法553条）、負担である扶養が履行されないときは、贈与者は、解除して、贈与した財産を取り戻すことができる（**参考判例①**）。死因贈与には、遺贈に関する規定が準用される（民法554条）。遺贈と同様の撤回の自由（民法1022条）が認められるかについて、**参考判例②**は、負担の全部またはそれに類する程度が履行された場合には、原則として撤回できないとした。

4. 高齢者等の不安をあおる告知

消費者契約法4条3項5号は、「当該消費者が、加齢又（また）は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること」により困惑し、それにより契約の申込みまたはその承諾の意思表示をしたときは、その意思表示を取り消すことができるとしている。

本件では、身元保証契約と死因贈与契約の消費者契約法に基づく取消し自体は直接の争点となっていないが、公序良俗違反の判断に当たっての1つの要素として、裁判所は消費者契約法4条3項5号該当性を認めている。本判決は、現在までのところ、同号に言及した唯一の裁判例であり、今後、同種の高齢者サポート事業契約やそれに付随した契約について、消費者契約法に基づく取消しの可能性を考える際に、本判決が指摘している諸点は大いに参考となる。

参考判例

①最高裁昭和53年2月17日判決（『判例タイムズ』360号143ページ）

②最高裁昭和57年4月30日判決（『最高裁判所民事判例集』36巻4号763ページ、『判例時報』1042号96ページ）